

第4回熊野川懇談会設立準備会

平成16年8月2日

資料 3

熊野川懇談会設立準備会

「熊野川懇談会のあり方について」

答申（案）

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長殿

## 「熊野川懇談会のあり方について」

答 申 (案)

平成16年8月

熊野川懇談会設立準備会

## 目 次

はじめに .....	1
1.熊野川懇談会の構成委員について .....	2
2.熊野川懇談会の規約(案) .....	3
3.熊野川懇談会の情報公開方法(案) .....	4
別表-1 熊野川懇談会委員候補 .....	5
<参考-1>熊野川懇談会設立準備会規約 .....	6
<参考-2>熊野川懇談会設立準備会委員 .....	8
<参考-3>熊野川懇談会設立準備会の検討経緯 .....	8

## はじめに

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」を策定するにあたり、学識経験者から意見を聴くことを目的として「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の設置を予定している。

懇談会を設置するにあたり、平成15年12月20日に近畿地方整備局紀南河川国道事務所長は「熊野川懇談会設立準備会」を設置し、懇談会の構成員、運営のあり方等について諮問した。

熊野川懇談会設立準備会は、この諮問を受け、4回に及ぶ会議を開催し、懇談会の構成委員、運営のあり方等について慎重に審議を行った。

これらの審議結果を以下のとおり答申する。

近畿地方整備局においては、本答申を踏まえ、「熊野川懇談会」を設置されたい。

平成16年 月 日

熊野川懇談会設立準備会  
委員長 江頭進治

## 1. 熊野川懇談会の構成委員について

### (1) 組織構成

- ・ 熊野川流域を取り巻く様々な課題について、幅広い議論ができるように専門分野構成を定めた。また、熊野川らしさを踏まえた審議を行うため、治水・利水・環境（自然、人文社会、工学）等の専門家（学識経験者等）に地域の特性に詳しいものを加えた構成とした。
- ・ 懇談会の規模については、委員が活発な議論を行うことができるよう配慮し定めた。

### (2) 委員選考方法

- ・ 治水・利水・環境等の専門家については、設立準備会委員、流域内の関係自治体、関係機関、河川管理者が推薦する者の中から委員候補を選考することとした。
- ・ 地域の特性に詳しい者については公募を行い、応募者の中から委員候補を選考することとした。
- ・ 選考にあたっては、設立準備会委員の他に、以下の項目に該当するものを選考することとした。
  - 熊野川に関する審議をする際に必要な専門知識を有している方
  - 熊野地方の歴史・文化等に詳しい方
  - 熊野川流域での調査研究を通して熊野川の特性を理解している方
  - 熊野川の流域の特性に詳しく、熊野川に関して積極的に活動している方

### (3) 選考結果

- ・ 委員候補については、治水等の工学分野において6名、自然、人文社会、環境等の分野において7名、地域の特性に詳しい者3名、計16名を選考した。

### (4) 委員候補の確定

- ・ 設立準備会は、選考された候補者に委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。
- ・ その結果、16名の候補者全員から内諾が得られ、別表-1のとおり委員候補が確定した。

2. 熊野川懇談会の規約(案)

《審議された規約(案)》

3. 熊野川懇談会の情報公開方法(案)

《審議された情報公開方法(案)》

第4回 熊野川懇談会 設立準備会  
平成16年8月2日

別表-1 熊野川懇談会委員候補

《了承された熊野川懇談会委員候補》



<参考-1> 熊野川懇談会設立準備会規約

**熊野川懇談会設立準備会規約**

(名 称)

第1条 本会は、熊野川懇談会設立準備会（以下「設立準備会」という）と称す。

(目 的)

第2条 熊野川懇談会設立準備会は、熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聴くため等、設置が予定されている「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という）の構成委員、運営のあり方等について、答申を行う事を目的とする。

(設 置)

第3条 設立準備会は、近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

(組 織 等)

第4条 設立準備会の委員は、事務所長が委嘱する。委員の任期は諮問に対して答申が行われた時点をもって満了とする。

(情報公開)

第5条 設立準備会の会議、会議資料、議事内容については原則として公開とする。公開方法については設立準備会が別途定める。

(委員長)

第6条 設立準備会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。委員長は会務を総括し、設立準備会を代表する。会議は委員長が召集し、設立準備会が運営を行う。

(会 議)

第7条 設立準備会は、委員の4/5以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。同数の場合は、委員長の裁量に委ねる。

(庶務)

第8条 設立準備会の事務局は三井共同建設コンサルタント株式会社に置き、設立準備会の指示により、以下の庶務をとり行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、設立準備会の運営に関し必要な事項は、設立準備会において定める。

(施行期日)

付則 この規約は、平成15年12月20日から施行する。

<参考-2> 熊野川懇談会設立準備会委員

氏名	分野	所属
ながしら 江頭 進治	河川工学	立命館大学理工学部教授
きもと 木本 凱夫	農業水利学	三重大学生物資源学部助教授
こうさか 神坂 次郎	歴史・文化	作家・日本ペンクラブ理事
たきの 瀧野 秀一	生 物	和歌山県立新宮高等学校教諭
たけなか 竹中 文博	広 報	株式会社和歌山放送相談役

五十音順 敬称略

<参考-3> 熊野川懇談会設立準備会の検討経緯

年月日	事項
平成15年12月20日	第1回熊野川懇談会設立準備会
平成16年3月26日	第2回熊野川懇談会設立準備会
平成16年4月17日 )	熊野川懇談会委員公募
平成16年5月10日	
平成16年6月19日	第3回熊野川懇談会設立準備会
平成16年8月2日	第4回熊野川懇談会設立準備会